

資料 2

久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

令和 7 年 5 月 1 日施行

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）																																										
（趣旨） 第1条 久喜市立小学校（以下「小学校」という。）及び久喜市立中学校（以下「中学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）については、この規則の定めるところによる。 （小学校の学区） 第2条 小学校の学区は、別表第 1 のとおりとする。 【略】 別表第1(第2条関係) <table><tr><th>地区</th><th>学校名</th><th>通学区域</th></tr><tr><td>久喜地区</td><td>【略】</td><td>【略】</td></tr><tr><td>菖蒲地区</td><td>【略】</td><td>【略】</td></tr><tr><td>栗橋地区</td><td>【略】</td><td>【略】</td></tr><tr><td rowspan="4">鷺宮地区</td><td>久喜市立鷺宮小学校</td><td>久本寺、中妻、葛梅、上内及び鷺宮の各一部、栄 1 丁目、葛梅 1 丁目、葛梅 2 丁目、葛梅 3 丁目</td></tr><tr><td>【略】</td><td>【略】</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>久喜市立砂原小学校</td><td>葛梅・上内及び鷺宮の各一部（鷺宮</td></tr></table>	地区	学校名	通学区域	久喜地区	【略】	【略】	菖蒲地区	【略】	【略】	栗橋地区	【略】	【略】	鷺宮地区	久喜市立鷺宮小学校	久本寺、中妻、葛梅、上内及び鷺宮の各一部、栄 1 丁目、葛梅 1 丁目、葛梅 2 丁目、葛梅 3 丁目	【略】	【略】			久喜市立砂原小学校	葛梅・上内及び鷺宮の各一部（鷺宮	（趣旨） 第1条 久喜市立小学校（以下「小学校」という。）及び久喜市立中学校（以下「中学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）については、この規則の定めるところによる。 （小学校の学区） 第2条 小学校の学区は、別表第 1 のとおりとする。 【略】 別表第1(第2条関係) <table><tr><th>地区</th><th>学校名</th><th>通学区域</th></tr><tr><td>久喜地区</td><td>【略】</td><td>【略】</td></tr><tr><td>菖蒲地区</td><td>【略】</td><td>【略】</td></tr><tr><td>栗橋地区</td><td>【略】</td><td>【略】</td></tr><tr><td rowspan="4">鷺宮地区</td><td>久喜市立鷺宮小学校</td><td>久本寺、中妻、葛梅、上内及び鷺宮の各一部、栄 1 丁目、葛梅 1 丁目、葛梅 2 丁目、葛梅 3 丁目</td></tr><tr><td>【略】</td><td>【略】</td></tr><tr><td>久喜市立上内小学校</td><td>上内 4 7 8 番地</td></tr><tr><td>久喜市立砂原小学校</td><td>葛梅・上内及び鷺宮の各一部（鷺宮</td></tr></table>	地区	学校名	通学区域	久喜地区	【略】	【略】	菖蒲地区	【略】	【略】	栗橋地区	【略】	【略】	鷺宮地区	久喜市立鷺宮小学校	久本寺、中妻、葛梅、上内及び鷺宮の各一部、栄 1 丁目、葛梅 1 丁目、葛梅 2 丁目、葛梅 3 丁目	【略】	【略】	久喜市立上内小学校	上内 4 7 8 番地	久喜市立砂原小学校	葛梅・上内及び鷺宮の各一部（鷺宮
地区	学校名	通学区域																																									
久喜地区	【略】	【略】																																									
菖蒲地区	【略】	【略】																																									
栗橋地区	【略】	【略】																																									
鷺宮地区	久喜市立鷺宮小学校	久本寺、中妻、葛梅、上内及び鷺宮の各一部、栄 1 丁目、葛梅 1 丁目、葛梅 2 丁目、葛梅 3 丁目																																									
	【略】	【略】																																									
	久喜市立砂原小学校	葛梅・上内及び鷺宮の各一部（鷺宮																																									
地区	学校名	通学区域																																									
久喜地区	【略】	【略】																																									
菖蒲地区	【略】	【略】																																									
栗橋地区	【略】	【略】																																									
鷺宮地区	久喜市立鷺宮小学校	久本寺、中妻、葛梅、上内及び鷺宮の各一部、栄 1 丁目、葛梅 1 丁目、葛梅 2 丁目、葛梅 3 丁目																																									
	【略】	【略】																																									
	久喜市立上内小学校	上内 4 7 8 番地																																									
	久喜市立砂原小学校	葛梅・上内及び鷺宮の各一部（鷺宮																																									

		小学校_____の通学区域を除く。)、鷺宮中央1丁目、鷺宮中央2丁目、鷺宮1丁目、鷺宮2丁目、鷺宮3丁目、鷺宮4丁目、鷺宮5丁目、鷺宮6丁目の一部、砂原1丁目			小学校及び上内小学校の通学区域を除く。)、鷺宮中央1丁目、鷺宮中央2丁目、鷺宮1丁目、鷺宮2丁目、鷺宮3丁目、鷺宮4丁目、鷺宮5丁目、鷺宮6丁目の一部、砂原1丁目
	【略】	【略】		【略】	【略】

久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

令和8年4月1日施行

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）																																						
（趣旨） 第1条 久喜市立小学校（以下「小学校」という。）及び久喜市立中学校（以下「中学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）については、この規則の定めるところによる。 （小学校の学区） 第2条 小学校の学区は、別表第 1 のとおりとする。 （中学校の学区） 第3条 中学校の学区は、別表第 2 のとおりとする。 <u>（義務教育学校の学区）</u> 第4条 <u>義務教育学校の学区は、別表第 3 のとおりとする。</u> 【略】 別表第1(第2条関係) <table><tr><th>地区</th><th>学校名</th><th>通学区域</th></tr><tr><td>久喜地区</td><td>【略】</td><td>【略】</td></tr><tr><td>菖蒲地区</td><td>【略】</td><td>【略】</td></tr><tr><td>栗橋地区</td><td>【略】</td><td>【略】</td></tr><tr><td rowspan="3">鷺宮地区</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	地区	学校名	通学区域	久喜地区	【略】	【略】	菖蒲地区	【略】	【略】	栗橋地区	【略】	【略】	鷺宮地区							（趣旨） 第1条 久喜市立小学校（以下「小学校」という。）及び久喜市立中学校（以下「中学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）については、この規則の定めるところによる。 （小学校の学区） 第2条 小学校の学区は、別表第 1 のとおりとする。 （中学校の学区） 第3条 中学校の学区は、別表第 2 のとおりとする。 _____ _____ 【略】 別表第1(第2条関係) <table><tr><th>地区</th><th>学校名</th><th>通学区域</th></tr><tr><td>久喜地区</td><td>【略】</td><td>【略】</td></tr><tr><td>菖蒲地区</td><td>【略】</td><td>【略】</td></tr><tr><td>栗橋地区</td><td>【略】</td><td>【略】</td></tr><tr><td rowspan="3">鷺宮地区</td><td>久喜市立鷺宮小学校</td><td>久本寺、中妻、葛梅、上内及び鷺宮の各一部、栄 1 丁目、葛梅 1 丁目、葛梅 2 丁目、葛梅 3 丁目</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	地区	学校名	通学区域	久喜地区	【略】	【略】	菖蒲地区	【略】	【略】	栗橋地区	【略】	【略】	鷺宮地区	久喜市立鷺宮小学校	久本寺、中妻、葛梅、上内及び鷺宮の各一部、栄 1 丁目、葛梅 1 丁目、葛梅 2 丁目、葛梅 3 丁目				
地区	学校名	通学区域																																					
久喜地区	【略】	【略】																																					
菖蒲地区	【略】	【略】																																					
栗橋地区	【略】	【略】																																					
鷺宮地区																																							
地区	学校名	通学区域																																					
久喜地区	【略】	【略】																																					
菖蒲地区	【略】	【略】																																					
栗橋地区	【略】	【略】																																					
鷺宮地区	久喜市立鷺宮小学校	久本寺、中妻、葛梅、上内及び鷺宮の各一部、栄 1 丁目、葛梅 1 丁目、葛梅 2 丁目、葛梅 3 丁目																																					

	【略】	【略】
別表第2(第3条関係)		
地区	学校名	通学区域
久喜地区	【略】	【略】
菖蒲地区	【略】	【略】
栗橋地区	【略】	【略】
鷺宮地区	【略】	【略】
別表第3(第4条関係)		
学校名	通学区域	
(仮称)久喜市立鷺宮義務教育学校	久本寺、中妻、葛梅、上内及び鷺宮の各一部、栄1丁目、葛梅1丁目、葛梅2丁目、葛梅3丁目	

	【略】	【略】
別表第2(第3条関係)		
地区	学校名	通学区域
久喜地区	【略】	【略】
菖蒲地区	【略】	【略】
栗橋地区	【略】	【略】
鷺宮地区	【略】	【略】
	久喜市立鷺宮西中学校	鷺宮小学校の通学区域